

神吉町内会・ふれあい里山会規約

(名称)

第1条 本会は、「神吉町内会・ふれあい里山会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、神吉町内会の象徴である「神吉山」の里山整備を通して、住民が気軽に利用できるふれあいの場を創出することにより、神吉町内住民の生活・文化の向上、福祉と健康の増進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の目的に賛同し、本規約を遵守する者をもって構成する。

- 2 会員は、本会の活動が奉仕活動であることを認識し、活動中の事故等に付いても各自の責任を以って対処するものとする。

(会費)

第4条 会費は、ボランティア保険に加入する会員はその費用及び年度ごとの総会により決定した金額とする。

- 2 会員の都合により、脱会する場合は、既に納入した会費の返還はしないものとする。

(事業)

第5条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 間伐や下草刈、遊歩道整備などの里山整備
- (2) 森とのふれあい活動の推進（木イベントなど）
- (3) 里山整備に関する情報の収集・提供
- (4) 会員の交流促進
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(事務局)

第6条 本会の事務局は、東神吉町神吉127番地1 神吉公会堂内とする。
ただし、郵便物等の配送先は、次条に定める運営委員の住所地とする。

(役員)

第7条 役員は、会長1名、運営委員5名以内、監事1名を置く。

- 2 会長は、神吉町内会長とする。また、会長の代理は、町内会副会長とする。
- 3 その他の役員は、総会で選出する。
- 4 運営委員は、運営委員会を組織し、本会の目的を達成するために必要な事業を企画する。

(役員の任期)

第8条 会長を除く役員の任期は、2年とする。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、臨時に開催できるものとする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第10条 次に掲げる事項は、総会の議決を要する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 規約の変更

(4) 役員の選任

(5) その他運営委員会で必要と認めた事項

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、収支予算・決算、事業計画、事業報告の作成をする。

(会計)

第12条 本会の収入は、会費及び補助金、寄付金のほか、炭の販売収益とする。

(事業年度)

第13条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、初年度は、規約の施行期日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるほか本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第15条 この規約は、平成21年7月20日から施行する。